

工事費内訳書の取扱いについて
（下関土木建築事務所からのお知らせ）

令和 8 年 1 0 月

下関土木建築事務所

入札条件及び指示事項（工事用）の一部改訂により、令和 8 年 1 0 月 1 日以降に入札公告又は指名通知する工事については、電子入札システムにより提出された工事費内訳書であっても、商号又は名称並びに住所及び工事名（以下、商号等という。）に明らかな誤り（記載漏れ含む）があった場合は無効入札となりますので、ご注意ください。

なお、経過措置として、当面の間、**商号等に記載漏れがあった場合に限**り、商号等が漏れなく記載された工事費内訳書が落札決定までに追加提出された場合には、無効入札としないものとします。（当面の間とは、令和 9 年 3 月 3 1 日に開札する工事までとします。）